オープンカウンター方式による役務の調達に関する説明書

この説明書は、国が行うオープンカウンター方式による役務の調達に係る契約を行う方法について定めたものであり、役務の提供を希望する者（以下「役務提供希望者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的な事項である。

１　見積方法等

⑴　役務提供希望者は、見積公告、仕様書及び本説明書の内容を熟知し、その内容を承諾の上で見積りを行わなければならない。この場合において、当該調達についての疑義がある場合は、説明を求めることができる。

⑵　役務提供希望者は、見積書を提出した後に、当該調達の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

⑶　役務提供希望者は、見積書に、業務の名称、見積金額、住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の役職氏名）を正確に記載し、代表者印及び会社印を押印しなければならない。

なお、代表者印及び会社印の押印を省略する場合は、見積書に、住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の役職氏名）及び連絡先（電話番号）並びに本件事務担当者の氏名及び連絡先（電話番号）を必ず記載すること。

⑷　役務提供希望者は、見積書を直接又は郵便若しくは信書便により提出するものとする。ただし、当方の承認を得た場合は、この限りでない。

なお、郵便又は信書便により見積書を提出する者は、見積公告に示した見積書提出期限までに見積書を見積書提出場所に到達させなければならない。

⑸　役務提供希望者は、提出した見積書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

⑹　見積金額は、調達を完了するための価格の総額とする。また、見積金額は、調達業務に要する一切の諸経費を含めた額とすること。

⑺　契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって契約金額とするので、役務提供希望者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

⑻　見積書は、指定用紙を使用すること。

２　見積書の無効

次のいずれかに該当する見積書は、無効とする。

⑴　参加資格のない者が見積もったもの

⑵　１件の見積事項に対し、２通以上の見積りをしたもの

⑶　役務提供希望者が談合して見積もったもの

⑷　見積書の提出日（郵送又は信書便による場合は、見積書提出場所に到達した日）が

見積公告に示した見積書提出期限を超えたもの

⑸　記名及び押印がないもの

ただし、代表者印及び会社印の押印を省略する場合は、住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の役職氏名）及び連絡先（電話番号）並びに本件事務担当者の氏名及び連絡先（電話番号）の記載をすること

⑹　金額を訂正しているもの

⑺　日付のないもの

⑻　その他当方が示した見積りに関する条件に違反したもの

3　契約の相手方の決定

⑴　契約の相手方は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な見積書を提出した者とする。

⑵　採用となるべき同価の見積りをした者が２人以上あるときは、くじ（当方一任）にて契約の相手方を決定する。

4　契約の相手方の決定に係る通知

契約の相手方を決定したときは、契約の相手方にのみ口頭又は書面でその旨を通知する。

5　見積結果の公表

見積結果について照会があったときは､落札者名及び落札金額を口頭により回答する。

6　契約の締結

見積書の提出後、契約の相手方として通知を受けたときは、速やかに契約を締結し、その履行を開始しなければならない。また、本契約は契約書の提出をもって行うものとする。

7　その他

⑴　当該見積合わせに関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名　　称　和歌山県警察本部　警務部会計課　施設財産係
郵 便 番 号　640-8588
住　　所　和歌山県和歌山市小松原通一丁目１番地１
電 話 番 号　073-423-0110（代表）
ﾌｧｸｼﾐﾘ番号　073-423-0120

⑵　見積公告の掲示期間中にかかわらず、見積公告を中止できるものとする。